

## 令和5年4月（第4回）教育委員会会議議事録

### 1. 開催の日時及び場所

令和5年4月19日（木）18:00～19:15

市役所本庁 4階 教育委員室

### 2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

### 3. その他議場に参加した者

床本教育部長、水津次長、藤田教育支援課長、石崎教育支援課長同格、半田学校給食課長、神田学校給食副課長、三好教育総務課長、島谷教育総務課副課長、大田教育総務課係長

### 4. 傍聴者

なし

### 5. 趣 旨

教育長 : ただ今から、令和5年4月19日の第4回教育委員会会議を開催いたします。本日は、委員全員が出席しているため会議として成立していることを最初に報告します。また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教育長 : また、今回の資料と合わせて送付しました、令和5年3月9日開催の令和5年第3回の議事録について、御意見等ありましたらお願いします。  
(全員異議なし)

教育長 : それでは、令和5年第3回教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教育長 : 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は川崎委員にお願いします。

教育長 : 本日の議題は、特にありません。その他の事項として「不登校対策に係るステップアップルームの設置について」、「宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」、「宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員の任命について」、「寄附の報告について」の6件となっています

教育長 : では、まず「不登校対策に係るステップアップルームの設置について」についてですが、事務局から説明をお願いします。

教育支援課長 : それでは、「不登校対策に係るステップアップルームの設置について」ご報告をいたします。本市の不登校児童生徒数は、令和元年度に増加に転じて以降、毎年増加しており、この傾向は、全国的にも、また県においても同様であり、不登校児童生徒への対策が求められています。本市は、不登校児童生徒または不登校傾向にある児童生徒への支援策の一つとして、令和2年度から市内の公

立中学校全12校に専用の教室と教員免許を有する教育支援員を配置して、この教室を「校内ふれあい教室」と呼んで、児童生徒の教室復帰に向けた支援や不登校の未然防止に取り組んできたところです。このたび、山口県におきましても県の事業として、令和5年度から不登校等の対策に関する新規事業として「ステップアップルーム」の設置に取り組むとなりました。お手元にお配りしている県が作成した「ステップアップルーム」の資料をご覧ください。趣旨としては、「集団での学習や生活が困難となった生徒の支援を行う別の教室」これを「ステップアップルーム」と呼びますが、ここに専属の教員を配置して不登校児童生徒の支援に取り組むこととなります。この中で、「校内ふれあい教室」のように学校行事への参加の計画や、集団生活の適応についての支援をすることとしています。宇部市が実施している「校内ふれあい教室」と同様の取組みを県が県内の中学校20数校を対象に実施すると聞いています。宇部市へもこの「ステップアップルーム」への取組みについて打診がありましたが、宇部市は、元々同様の取組みをしていますので、市内12校のうち、不登校児童生徒の人数や教員の配置等を検討して、上宇部中学校と黒石中学校の2校の「校内ふれあい教室」を「ステップアップルーム」とすることにしました。今まで運営してきた本市の「校内ふれあい教室」の教育支援員が正規の学校の教員に変わっただけで、上宇部中学校と黒石中学校に県と市の2つの教室があるわけではありません。この2校については、今までの「校内ふれあい教室」での取組み内容とほとんど変わらず、県からの説明も、従来の宇部市の取組みを実施して構わないと話をいただいています。ただ、取組みの内容自体ほとんど一緒ですが、「校内ふれあい教室」と違うところは、「ステップアップルーム」には、各学年から一人副担任がつくことと、通室することについて協議をする場にサポート教員も参加することが相違点と考えています。取組みの中では、宇部市の「校内ふれあい教室」と関連するところは、「ステップアップルーム」の県内他市の実践校との連絡会議も開催されるとのことで、県内各市の「ステップアップルーム」との情報交換や協議もでき、他市の取組みで効果的なものについては、本市の「校内ふれあい教室」の方でも共有していきたいと考えています。また、サポート教員の教諭については、市の「校内ふれあい教室」が学期毎に実施している研修会にも参加していただけるよう、案内をしています。「ステップアップルーム」の設置についての説明は以上となります。

教育長  
委員

: ただいまの説明に対して、ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。

: 宇部市が取り組んできた「校内ふれあい教室」を、ほぼそのままの形で運用していくよう理解しました。山口県の主な事業内容の2番目のアについてですが、「通常の学級において不登校の兆しがみられる生徒への初期対応に関することと、サポート教員は各種アンケートや日々の授業参観を通して」と記載してありますが、日々の授業参観といっても「校内ふれあい教室」には子供達がいるので、その子供達の対応をしながら、どのようにして日々の授業参観をするのか疑問に思いました。また、山口県の主な事業内容の3番目の学校体制のところでは、各学年から各1名の副担任を配置、さらに「ステップアップルーム」

の時間割を作成、時間ごとの担当の決定とまで記載してある。結構、素晴らしいことではあるが、実際にこの通り実行できるのか疑問には感じました。中学校であれば、担当教科の授業がない場合などの先生もおられるので、対応はできるのかなとは感じましたが、実際に上宇部中と黒石中がチャレンジされるのかよくわからなかったので、そのへんはいかがでしょうか。

教育支援課長：「授業参観を通して」のところですが、実際に「校内ふれあい教室」には、通っている子供達が常にいるわけではなく、この授業は自分が在籍するクラスの授業に出るが、この授業は少し難しいので「校内ふれあい教室」へ通室する場合があります。「校内ふれあい教室」に生徒がいない時には、サポート教員は、他のクラスで気になる子供さんとか様子の確認や、担任と情報共有などを行います。また、時間割を作成し、副担任がいることについては、児童生徒がいる場合は、サポート教員は「ステップアップルーム」におりますが、副担任の具体的な動きについては、初めての「ステップアップルーム」になりますので、試行錯誤しながら、行っていくことになると思います。

委員：学校の児童生徒の状態や対象の人数なども影響してくる可能性があるとも感じました。

委員：今回、上宇部中と黒石中が「ステップアップルーム」の対象となる理由は、市内の中でも対象となる児童生徒が多いという理由からですか。

教育支援課長：実際には、決まってみれば、上宇部中と黒石中については、市内12校の中でも不登校の児童生徒や「校内ふれあい教室」に通っていた児童生徒が1番と2番の中学校となりました。正式な教員を配置するとなった場合、今まで実際についておられた教員と変わると登校しなくなる児童生徒も出てくることも考えられたため、そのあたりも考慮して同じ教員で対応が継続出来るなど検討した結果、2校を指定させていただきました。

委員：私も今お話しいただいたところが不安に感じていたところで、どうしても対人関係で、教員との相性が悪くて登校出来なくなることもあります。そうなった時に各学年から担当される教員が児童生徒にとって、どのような関係性を作れるのかが不安なところでもあり、また人が多くなればなるほど不安になる児童生徒もいると思いますので、今後どのような形で運用されていくのか、そのあたりはどのようにお考えですか。

教育支援課長：ご指摘のとおり、なかなか集団での学習に馴染めない児童生徒なども通室しており、在籍するクラスで学習出来ない理由は、それぞれの児童生徒で違っていると思います。そのため、どのような形で担任の教員や各教科の教諭が関わっていくかなど毎週1回協議を行い、児童生徒にとってどのような支援がいいのか、学校においても話し合いをしながら進めていくものだと考えています。

委員：「校内ふれあい教室」には、行けないが、保健室なら学校に来れるなど、そういったケースもあると思います。その場合は学校に来ていることには変わりないとの考えですか。

教育支援課長：学校には来ることは出来るが、教室には入れないなど、子供達の学校での居場所の選択の一つとして考えています。保健室については、1時限目から長く

滞在するなど、本当に体調の悪い児童生徒もいますので、学校の方でも時間はある程度区切られるようです。

委員 : エアコンなどは完備されているのですか。

教育支援課長 : はい。完備されています。

委員 : 通室の手続5のところですが、ここも「校内ふれあい教室」と同じ手順でよろしいのですか。

教育支援課長 : 基本的には、「校内ふれあい教室」も各学校の方で通室のための手続きを保護者から行っていただき、通室することになります。基本的には一緒となります。

委員 : 「ステップアップルーム」の利用について「校内ふれあい教室」と違うところはありますか。

教育支援課長 : 副担任がつくことが大きな違いで、山口県も宇部市の取組みを参考にされていますので、大きく変わるところは、あまりないかと思います。ただ、実際に宇部市が配置しているのは、会計年度任用職員で教員免許は持っていますが、教育支援員として配置していますので、学校の担任や校長先生の指示で動くこととなります。今回、山口県が配置するのは正規の教員になりますので、多少なりとも、自身の判断などで動ける部分もあるとは思いますが。そこは「校内ふれあい教室」と「ステップアップルーム」の違いであり、そのあたりで不登校生徒の状況に違いがでてくる可能性もありますので、今後、注視していく必要があると考えています。

委員 : 通室の手続きまでのところで、面談等など通室を認めるまでに結構、段階があるように思うのですが、これは「校内ふれあい教室」も同じですか。

教育支援課長 : 保護者を交えた面談まで行っているところはないと思います。

委員 : 「校内ふれあい教室」は、保護者からの書類が提出されれば、その後は通室が出来るということですか。

教育支援課長 : そうです。

委員 : 「ステップアップルーム」の場合は、通室までに面談と承認する会議を経る必要があるのですが、通室できるまでにかかなり時間がかかるものだと感じました。

教育支援課長 : 山口県が作成した「ステップアップルーム事業」についての資料ですが、今まで「校内ふれあい教室」を設置していない県内の市町に一斉に出しているものですが、宇部市の方法は多少違うところもありますが、そこは宇部市のやり方にも構わないと山口県から回答を頂いています。よって、絶対に書類が提出されないと通室できないなどの考えは持っていません。例えば、お試しでの通室や登校出来ない場合などの避難的な意味で通室することなどはできると思います。

委員 : 事業内容の4と5に記載してある「決定する」という言葉が入ると、どうしても児童生徒や保護者も少し構えて準備するなど、固い解釈もできてしまう。それは、今の説明だと書類を出す前に行ってみるなどできる可能性はあるとの考えでいいのですか。

教育支援課長 : そのとおりです。

委員 : 確かにこの書き方だとハードルが高いように感じる。もっと千客万来で使えないと意味がないのかなとも思う。保護者にも今のようなニュアンスで解釈されないようにしていかないといけないと思う。

教育長 : 山口県も宇部市の取組みを効果が出ていると考え、今年度から県内13市全てにこの「ステップアップルーム」を設置するよう進めています。各市2校、小さい市は1校を設置するよう進めています。現状、運用については難しい面もあると思います。委員の皆様が言われるように宇部市では、学級に行けないから「校内ふれあい教室」に通室したいと相談があれば通室を認め、柔軟に対応しています。今から山口県がどのような形で進めていくかはわかりませんが、もし、他の市町で良い事例があれば、宇部市でも取り入れ、宇部市で良い事例があれば紹介していきながら、運用が進めばと思います。宇部市は不登校児童生徒の1/3は「校内ふれあい教室」に通室しています。でもそれは毎日ではなく、週に1回だけ来るなど非常に不規則ですので、児童生徒達の多様な選択肢の中の一つが「校内ふれあい教室」になりますので、何とか児童生徒が足を運んで、教室に戻るための繋ぎの役割も出来ればと考えています。現状は、小学校で不登校になると中学校になっても不登校になるケースが多いです。そのため、今年度から小学校でも対策を始めます。事務局より、開設する2校について、紹介をお願いします。

教育支援課長 : 令和5年度から東岐波小学校と小羽山小学校の2校に「校内ふれあい教室」を開設いたしました。今のところ、24小学校全てに設置することは考えていませんが、この2校については、位置的要因と不登校児童生徒数の状況などを考慮し、進めています。実際には、小学校と中学校では利用方法なども多少異なるかもしれませんので、そこは学校と一緒に考えて考えながら、運営していきたいと考えています。

委員 : 結構、小学校の教員も苦勞されているようです。昨年度は小羽山小学校では校長室がふれあいルームのような感じにされたり、新川小学校も一室を退職された教員などの協力で、児童生徒の話を聴いたり、なかなか小学校も苦勞されているようです。

教育長 : 他によろしいですか。それでは本件については以上で終了します。続きましてその他の事項ですが、「宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」を一括して、事務局から説明をお願いします。

学校給食課長 : 「宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」この3つは関連がありますので、あわせて説明させていただきます。献立委員会は文部科学省学校給食の衛生管理基準において設置が求められていることから、いずれの献立委員会も宇部市教育委員会の規程により設置をしています。学校給食センターと西岐波学校給食共同調理場については、配送校や提供食数が多いことから、個別に献立委員会を設置してい

るものです。委員については、市内各小中学校からご推薦いただいた給食主任や栄養教諭等により構成されており、令和5年度は、宇部市立学校給食献立委員会は42名、宇部市学校給食センター献立委員会は11名、西岐波学校給食共同調理場献立委員会は6名を任命することになりますので、報告いたします。

教育長 : ただいまの説明についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(全員意見なし)

ここで、まだ日程など確定はしておりませんが、令和4年度、給食の日に実施した地産地消給食の「ぱくっと宇部給食」を、今年度は2回開催する計画しているとのことです。事務局から紹介をお願いします。

学校給食課長 : 令和4年度は、1月に1回実施しましたが、今年度は1学期の7月頃と2学期の12月頃の2回実施を計画しています。現在は献立等を検討や開催に向けた準備を行っているところです。また日程等決まりましたら、ご案内をいたしますので、ご参加の方をよろしくお願いします。

教育長 : では、次に、その他の事項「宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 : 「宇部市小中学校適正規模・適正配置審議会委員の任命について」ご説明させていただきます。審議会の委員は条例第3条第2項に掲げるもののうちから教育委員会が任命を行うことになっています。このたびの人事異動で、小学校校長会から選出いただいていた小野委員が市外の学校へ異動になりました。よって、その後任に小学校校長会から「富田紀子」委員を選出いただきました。富田委員の任期は、条例第4条但し書きに基づき、前任者の残任期間となり、表の下にあるとおり、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなります。この適正規模・適正配置審議会は、令和5年度、6回を予定しており、今後、さらに議論が深まっていく予定です。計画では最初の審議は来週月曜日、4月24日に行い、8月を目途に答申案を出していただき、今年度中に計画策定を行います。以上で説明を終わります。

教育長 : ただいまの説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

(全員意見なし)

教育長 : では、次に、その他の事項「寄附の報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 : 3月の寄附について報告します。3月は2件の寄附がありました。1件目は令和5年3月7日に宇部工業株式会社代表取締役社長河野剛志様から宇部市奨学基金へ1,000,000円の御寄附をいただきました。2件目は令和5年3月24日に宇部地方史研究会会長内田鉄平様から、故郷の歴史・文化の理解及び市史編さん事業の周知と機運の醸成のためとして、書籍「写真で見る大正期の宇部」150冊を御寄付いただきました。書籍につきましては、各小中学校にお配りしています。説明は以上です。

教育長 : 報告等については以上となりますが、教育委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

(全員意見なし)

教育長 : 以上をもちまして、本日の会議を終了します。